

## 杉並区レジ袋有料化等の取組の 推進に関する条例の策定について



杉並区

環境清掃部ごみ減量担当

## 1. すぎなみ環境目的税条例の制定

・平成12年4月 地方分権一括法の施行により、  
法定外目的税の創設が可能に

・平成14年3月18日 条例制定(施行せず)

レジ袋1枚に5円の課税  
徴収方法は特別徴収  
税金の用途としては廃棄物の減量、リサイクルの推進、環境保全に係る  
施策に要する費用

### 議会の付帯決議

杉並区は区民、事業者と協働し、買物袋持参運動の推進とレジ袋  
削減の使用抑制に取り組むことと、条例の施行日を定めるにあたり、  
地域経済の状況、買物袋持参の普及状況、プラスチックごみの減量  
状況を調査したうえで、議会の同意を得ること。

2

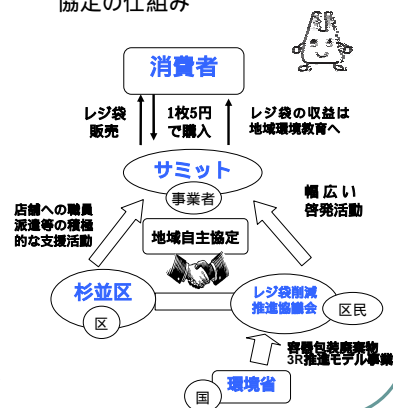
## 2. レジ袋有料化実証実験

18年10月16日  
杉並区レジ袋削減推進協議会、サミット  
株式会社、杉並区で協定書締結



土屋副大臣 (国) 山田区長 (区) 根本会長 (区民代表) 高田社長 (事業者)

協定の仕組み



3

## 3. 有料化実証実験開始

平成19年1月15日～3月31日 サミットストア成田東店

### 有料化実証実験支援内容

実験開始日(1/15)から2週間、説明要員として区職員を配置  
実証実験開始告知ポスター、のぼり等作成  
近隣町会での回覧板  
実証実験効果測定調査  
パンフレットとマイバッグのポストイン  
チラシの新聞折込  
リユース用レジ袋の折畳み作業



4

#### 4. 「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」制定について

区では、サミット成田東店での実証実験の結果をもとに、レジ袋有料化の条例化について、検討会を設置しました。

区は、検討会の最終報告を踏まえ、20年3月の第一回区議会定例会にて、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定しました。

##### 検討会の開催経過

- 19年5月17日(1回目)検討会設置の背景について
- 6月11日(2回目)条例における義務化、公表、罰則、対象事業者等について
- 7月 3日(3回目)条例における義務化、公表等の選択肢について
- 8月 1日(4回目)検討結果報告のたたき台について
- 8月29日(5回目)検討結果報告について

本条例の制定に伴い、すぎなみ環境目的税条例は20年第2回区議会定例会にて廃止。

5

#### 5. 条例のポイント

1. レジ袋多量使用事業者(\*)は、21年度末までに目標を達成するため、レジ袋有料化等計画書を対象事業所ごとに作成し、区長に提出しなければならない。

##### レジ袋多量使用事業者の定義

前年度のレジ袋使用枚数20万枚以上  
目標(マイバッグ等持参率60%)を達成していない。  
食料品等販売業の許可を受けている。

2. 計画書を提出した事業者は、目標を達成するため、計画書に基づき、レジ袋有料化等の取組を行わなければならない。

3. 区は、計画書を提出しない事業者、取組が著しく不十分な事業者等へ勧告を行い、勧告に従わない事業者を公表することができる。ただし、取組が著しく不十分な事業者の公表については、環境清掃審議会の意見を聴き、公表することができる。

6

#### 6. レジ袋有料化の実施状況(平成20年11月1日現在)

##### ・条例施行前にすでに取組を実施している事業者

- 6店舗1商店会
- サミット成田東店、いなげや杉並新高円寺店 など

##### ・独自の取組を実施している事業所

- 6店舗
- オーケー、ビッグ・エー など

##### ・条例施行後に実施する事業所

- 24店舗
- 大丸ピーコック阿佐ヶ谷店、コープとうきょう など

7